

※ 登録の申請(建築士法第23条の2)

- 1 建築士事務所の登録を受けようとする者(登録申請者)が、埼玉県に建築士事務所を開く場合、登録申請者を埼玉県指定事務所登録機関に提出しなければなりません。

提出書類は以下のとおりです。(●…必要 —…必要なし)

必要書類 (正本、副本共に添付。副本添付は写しで可)		新規		更新	
		個人	法人	個人	法人
登録申請書一式 表紙、五号書式、六号書式(添付書類イ・ロ・ハ) ※登録申請書は、正本と副本の2部作成してください。		●	●	●	●
開設者の住民票(発行日が3か月以内のもの) ※マイナンバーの入っているものは受理できませんので ご注意ください。		●	—	●	—
登記事項証明書(履歴事項全部証明書) (発行日が3か月以内のもの)		—	●	—	●
定款の写し (代表者印で原本の写しであることを証明してください)		—	●	—	●
管 理 建 築 士	住民票(発行日が3か月以内のもの) ※マイナンバーの入っているものは受理できません のでご注意ください。	●	●	●	●
	建築士免許証の原本と写し 又は建築士免許証明書の原本と写し	●	●	●	●
	管理建築士講習修了証の写し	●	●	●	●
	専任証明書(専任を証する書類) ※ 次ページ参照	●	●	—	—

・登録申請書は**インターネットに掲載**されております。(エクセル様式でシートが複数あるのでご注意ください)

・開設者が管理建築士を兼ねる場合は、住民票は**1通**で結構です。

・定款の写しは、会社の代表者印で**原本の写しであることの証明**をしてください。

参考

この定款の写しは原本と相違ありません 埼玉設計株式会社 代表取締役 埼玉 太郎	印
---	---

・法人が支店等で建築士事務所を開設する場合で、**支店登記を行っていない場合**には、事務所に係る**賃貸借契約書等の写し**も併せて提出してください。

・免許証の原本は、受付時に写しと確認した後返却します。

専任証明書 : 次に掲げる書類のうちいずれか一つを提出してください。

(1) 登録申請日の6か月前まで他の事業所等に勤務していた場合

- ア 前職場の退職証明書
- イ 雇用保険被保険者離職票の写し
- ウ その他埼玉県指定事務所登録機関が必要と認めるもの

(2) その他の場合(以前から現在の勤務先である場合等)

- ア 事業所所在地及び事業所名が記載されている健康保険被保険者証(国民健康保険証不可)の写し(開設者が法人の場合で、支店等において建築士事務所を開設する場合には、その支店等に勤務していることの証明書(転勤辞令、在籍証明書等)も併せて提出してください。)

※ 平成23年4月1日以後発行の被保険者証は事業所所在地が記載されていない場合があります。

その場合は、勤務している所在地が確認出来る書類(在籍証明書、社員証の写し等)も併せて添付してください。

在籍証明書(様式例) [ワード形式](#) [PDF形式](#)

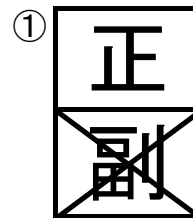
- イ 確定申告書の写し(自営業の場合)
 - ウ 管理建築士が建設業許可に係る専任技術者を兼ねる場合には、許可書及び専任技術者の写し(ただし、建築士事務所と同一所在地のものに限る。)
- ※ 専任技術者の写しに所在地の記載がない場合は、建設業許可申請書の写しも併せて提出してください。
- エ 給与に係る源泉徴収票の写し
(支払者の所在地が建築士事務所所在地と異なる場合は、支店等に勤務していることの証明書(転勤辞令、在籍証明書等)も併せて提出してください。)

2 建築士事務所登録手数料(建築士法施行令第3条)

登録手数料は、一級建築士事務所の場合16,000円、二級建築士事務所又は木造建築士事務所の場合は11,000円です。なお、登録窓口で現金にて納付してください。

ご不明な点がありましたら下記までお問い合わせください。

一般社団法人 埼玉県建築士事務所協会
〒336-0031 さいたま市南区鹿手袋4-1-7 埼玉建産連会館5階
TEL048-864-9313



木造 二級 **一級** ②

建築士事務所登録申請書

③ 申請年月日

令和 元年 12月 2日

④ 事務所所在地

さいたま市浦和区高砂3-15-1

⑤ 事務所名称

埼玉設計(株)一級建築士事務所

⑥ 登録申請者氏名

埼玉設計株式会社

代表取締役 埼玉太郎

法人名称も記入して下さい

表紙の記入方法

- ① 正、副の該当しないものを×印で消してください。
- ② 一級、二級、木造の該当するものを○で囲んでください。
- ③ 申請年月日を記入して下さい。
- ④ 建築士事務所の所在地を記入してください。
- ⑤ 建築士事務所名称を記入してください
- ⑥ 法人登録の場合 法人名称及び代表者氏名を記入してください。
個人登録の場合 登録申請者氏名を記入してください。

正

② 一級

二級

建築士事務所登録申請書

(第一面)

① 木造

木造

[記入注意]

- ※印欄は、記入しないでください。
- 登録申請者氏名(法人にあっては、その代表者の氏名)の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができます。
- のある欄は、該当する□の中にもレ印を付けてください。
- 現登録年月日及び登録番号の欄は、更新の登録を受けようとする場合に記入してください。

<p>③ 一級 二級 木造</p> <p>建築士事務所の登録を申請します。この申請書及び添付書類の記載事項は事実と相違ありません。</p> <p style="text-align: right;">埼玉設計株式会社</p> <p>④ 令和 元 年 12 月 2 日</p> <p style="text-align: right;">⑤ 登録申請者氏名 代表取締役 埼玉 太郎 印</p> <p>埼玉県指定事務所登録機関 一般社団法人埼玉県建築士事務所協会会長 殿</p> <p style="text-align: right;">個人登録 : 個人印 法人登録 : 法務局登録印</p>				
建築士事務所	名 称	さいたませつけいいきゅうけんちくじむしょ ⑥ 埼玉設計(株)一級建築士事務所		
	所在地	⑦ さいたま市浦和区高砂3-15-1 〒 330 - 9301 電話 048 - 530 - 5510 番		
	一級建築士事務所、 二級建築士事務所又は 木造建築士事務所の別	⑧ 一級 建築士事務所		
登録申請者	個人であるとき	氏 名	⑨	
		住 所	⑩	
	法人であるとき	名 称	⑫ さいたませつけい 埼玉設計株式会社	
		事務所所在地	⑬ さいたま市大宮区中央2-15-1	
管理建築士事務所の	氏 名	⑭ うらわ はじめ 浦和 始	登録番号	⑮ 第 142600 号
	一級建築士 二級建築士又は 木造建築士の別	⑯ 一級 建築士		⑰ 登録を受けた都道府県名(二級建築士又は木造建築士の場合)
	管理建築士講習を修了した年月日	⑱ 平成 21 年 11 月 28 日 令和	修了証番号	⑲ 2456789
現登録年月日及び登録番号		⑳ 平成 27 年 2 月 5 日 埼玉県知事登録 (1) 第 30000 号		※ 審査
⑳ 新規更新	※ 登録年月日及び登録番号	㉑ 令和 年 月 日 埼玉県知事登録 () 第 号		

第五号書式(一面)の記入方法

- ① 正、副の該当しないものを×印で消してください。
- ②③ 一級、二級、木造の該当するものを○で囲んでください。
- ④ 登録申請日を記入してください。
- ⑤ 法人登録の場合 法人の名称、代表者の氏名を署名又は記名し、代表者印(登記所に届け出た登録印)を押印してください。
個人登録の場合 本人が住民票記載の文字で署名又は記名し、個人印を押印してください。
- ⑥ 事務所名称には一級、二級、木造建築士事務所を付けるようにしてください。
法人登録の場合 法人名の入った建築士事務所名称とるようにし、ふりがなをふってください。
支店(営業所等)で登録する場合は、支店(営業所等)名を入れてください。
個人登録の場合 事務所名称を記入し、ふりがなをふってください。
- ⑦ 郵便番号、建築士事務所の所在地及び電話番号を記入してください。
- ⑧ 一級、二級、木造のうち該当するものを記入してください。

登録申請者(開設者)が個人であるとき

- ⑨ 登録申請者の氏名を記入し、ふりがなをふってください。
- ⑩ 該当する資格にレ印を付けてください。
- ⑪ 住民票の住所欄のとおり、正確に記入してください。

登録申請者(開設者)が法人であるとき

- ⑫ 法人の名称を登記事項証明書(履歴事項全部証明書)のとおり正確に記入して、ふりがなをふってください。
- ⑬ 登記事項証明書(履歴事項全部証明書)の本店の所在地を記入してください。
- ⑭ 管理建築士の氏名を、住民票のとおり正確に記入して、ふりがなをふってください。
- ⑮ 建築士免許証のとおり正確に記入してください。
- ⑯ 一級、二級、木造のうち該当するものを記入してください。
- ⑰ 二級建築士、木造建築士の方は、免許証を取得した都道府県を記入してください。(本籍地ではありません)
- ⑱ 講習修了年月日を記入してください。
- ⑲ 修了証番号を記載してください。
- ⑳ 更新の場合のみ、現在の登録年月日、登録番号を記入してください。
- ㉑ 新規、更新の該当するものにレ印をつけてください。
- ㉒ 記入しないでください(今後5年間の登録番号が入ります)。
- ㉓ 記入しないでください。

(第二面)
所属建築士名簿

〔記入注意〕

全ての所属建築士についてこの書類に記入しきれない場合は、備考の「有」の口の中にレを付けたうえで、この書類に記入しきれない部分を別紙に記入して添えてください。

ふりがな 氏名	一級建築士、二級 建築士又は木造 建築士の別	登録番号	登録を受けた都 道府県名(二級建 築士又は木造建 築士の場合)	構造設計一級建築士 又は設備設計一級建 築士である場合にあつ ては、その旨	構造設計一級建築 士証又は設備設計 一級建築士証の交 付番号
① うらわ はじめ 浦和 始	一級建築士	142600		構造設計一級建築士	1234
かわぐち いちろう 川口 一郎	一級建築士	67890		設備設計一級建築士	56
さいたま たろう 埼玉 太郎	二級建築士	2500	埼玉県		
みやはら じろう 宮原 次郎	二級建築士	90123	群馬県		
さいたま かずお 埼玉 和夫	木造建築士	334	埼玉県		
③ (備考) 別紙 有 <input type="checkbox"/>				② 一級建築士	2名
無 <input checked="" type="checkbox"/>				二級建築士	2名
		計		木造建築士	1名
				構造設計一級建築士	1名
				設備設計一級建築士	1名

第五号書式(二面)の記入方法

- ① 管理建築士から順に、該当するそれぞれの項目を記入してください。
一級、二級、木造建築士の順にそれぞれ登録番号の若い順から記入してください。
- ② 合計人数を記入してください。
※ 一級建築士で構造設計一級建築士、設備設計一級建築士の資格をお持ちの場合はすべての資格の人数に入れてください。
- ③ 全ての所属建築士についてこの書類に記入しきれない場合は、備考の「有」の口の中にレを付けた上で、この書類に記入しきれない部分を別紙に記入して添付してください。

(第三面)
役員名簿

〔記入注意〕

- 1 この書類は、申請者が法人である場合にのみ提出して下さい。
- 2 全ての役員についてこの書類に記入しきれない場合は、備考の「有」の口の中にしを付けたうえで、この書類に記入しきれない部分を別紙に記入して添えてください。

ふりがな 氏名	役名	生年月日
① さいたま たろう 埼玉 太郎	代表取締役	明治・大正 昭和・平成 34 年 1 月 1 日
さいたま かずお 埼玉 和夫	取締役	明治・大正 昭和・平成 62 年 2 月 2 日
さいたま はなこ 埼玉 花子	取締役	明治・大正 昭和・平成 1 年 3 月 3 日
男・女		明治・大正 昭和・平成 年 月 日
男・女		明治・大正 昭和・平成 年 月 日
男・女		明治・大正 昭和・平成 年 月 日
男・女		明治・大正 昭和・平成 年 月 日
男・女		明治・大正 昭和・平成 年 月 日
男・女		明治・大正 昭和・平成 年 月 日
男・女		明治・大正 昭和・平成 年 月 日

- ② (備考)
別紙 有
無

第五号書式(三面)の記入方法

- ① 法人の役員(業務を執行する社員、取締役、執行役及びこれらに準ずる者、社外取締役、代理権を有する支配人、理事等を含む。ただし監査役、取締役でない支店長等は含まない。)すべての氏名及び役職名を登記事項証明書(履歴事項全部証明書)のとおり記入してください。
男女の別、および生年月日を記入してください。
- ② 全ての役員についてこの書類に記入しきれない場合は、備考の「有」の口の中にしを付けた上で、この書類に記入しきれない部分を別紙に記入して添付してください。

※ 役員の変更がある場合は、変更届が必要となります。

添付書類(口)

略 歴 書 ^① (登録申請者・管理建築士)

[記入注意]

- 1 氏名の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができます。
- 2 職歴の欄は、最近のものから順次記入してください。
- 3 勤務先の欄は、自家営業の場合には自営と記入してください。

個人印を押印してください。

氏 名	② 埼玉 太郎	印	生年月日	③ 昭和 34 年 1 月 1 日	
建 築 士 の 資 格	④ 一級建築士 <input checked="" type="checkbox"/> 二級建築士 <input type="checkbox"/> 木造建築士 <input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/>	登 録 番 号	⑤ 456789	登録を受けた都道府県名(二級建築士又は木造建築士の場合)	⑥
学 歴	年 月 日	学校名及び学科名	卒業・修了・中退の別		
	⑦ 昭和57年3月20日	浦和工業大学工学部建設工学科	卒業		
職 歴	期 間 年月 ~ 年月	勤 務 先	地 位 ・ 職 名		
	⑧ 平成22年5月 ~ 現在	埼玉設計(株)	代表取締役		
	平成5年4月 ~ 平成22年4月	埼玉設計(株)	取締役		
	昭和63年8月 ~ 平成5年3月	(株)ウラワ工務店	管理建築士		
	昭和63年4月 ~ 昭和63年7月	無職			
	昭和57年4月 ~ 昭和63年3月	埼玉工業	建築士		
	~				

添付書類(口)の記入方法

※ 登録申請者と管理建築士の略歴書をそれぞれ作成してください。
(登録申請者と管理建築士を兼ねている場合は1部でかまいません)

- ① 登録申請者、管理建築士の該当するほうを○で囲んでください。(兼ねる場合は両方)
- ② 住民票のとおり記入してください。印は個人印を押印してください。
- ③ 住民票のとおり記入してください。
- ④⑤ 該当する資格にレ印を付け、建築士免許の登録番号を記入してください。
- ⑥ 二級建築士、木造建築士の場合のみ免許を登録した都道府県を記入してください。
- ⑦ 学歴は最終学歴のみ学部、学科まで記入してください。
- ⑧ 職歴は、学校を卒業してから登録申請日までの職歴を最近のものから順次漏れのないように記入してください。また、自営及びアルバイトなどの場合も仕事の内容を地位・職名の欄に記入してください。

誓 約 書

登録申請者(営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人(法定代理人が法人である場合においては、その役員を含む。)及び登録申請者が法人である場合における当該法人の役員を含む。)が下記のいずれにも該当しないことを誓約します。

① 令和元年12月2日

②

埼玉設計株式会社

代表取締役 埼玉 太郎

登録申請者の氏名又は名称

(署名)

印

埼玉県指定事務所登録機関
一般社団法人埼玉県建築士事務所協会会長 殿

個人登録 : 個人印
法人登録 : 法務局登録印

記

- 1 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 2 禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から5年を経過しない者
- 3 建築士法の規定に違反して、又は建築物の建築に関し罪を犯して罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から5年を経過しない者
- 4 建築士法第9条第1項第4号又は第10条第1項の規定により一級建築士、二級建築士又は木造建築士の免許を取り消され、その取消の日から起算して5年を経過しない者
- 5 建築士法第26条第1項又は第2項の規定により建築士事務所について登録を取り消され、その取消の日から起算して5年を経過しない者(当該登録を取り消された者が法人である場合においては、その取消の原因となつた事実があつた日以前1年以内にその法人の役員であつた者でその取消の日から起算して5年を経過しないもの)
- 6 建築士法第26条第2項の規定により建築士事務所の閉鎖の命令を受け、その閉鎖の期間が経過しない者(当該命令を受けた者が法人である場合においては、当該命令の原因となつた事実があつた日以前1年以内にその法人の役員であつた者でその閉鎖の期間が経過しないもの)
- 7 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなつた日から5年を経過しない者(9において「暴力団員等」という。)
- 8 精神の機能の障害により建築士事務所の業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者
- 9 暴力団員等がその事業活動を支配する者
- 10 建築士事務所について建築士法第24条第1項及び第2項に規定する要件を欠く者
- 11 禁錮以上の刑に処せられた者(2に該当する者を除く。)
- 12 建築士法の規定に違反して、又は建築物の建築に関し罪を犯して罰金の刑に処せられた者(3に該当する者を除く。)

- [記入注意]
- 1 登録申請者が法人である場合には、法人の代表者の氏名を併せて記載してください。
 - 2 2から9まで、11又は12のいずれかに該当するときは、該当事項を抹消し、かつ、上欄にその事実をできるだけ詳細に記入してください。

添付書類(ハ)の記入方法

- ① 登録申請日を記入して下さい。
- ② 法人登録の場合 法人の名称、代表者の氏名を署名又は記名し、代表者印(登記所に届け出た登録印)を押印して下さい。
個人登録の場合 本人が住民票記載の文字で署名又は記名し、個人印を押印して下さい。

注意: 誓約書の項目について、登録申請者が1~10の項目のいずれかに該当する場合は、建築士事務所登録は認められません。(建築士法第23条の4第1項)
また、登録申請者が11又は12の項目いずれかに該当する場合は、建築士事務所登録が認められないことがあります。(建築士法第23条の4第2項)